

令和8年3月12日宣告

令和7年(わ)第535号 覚醒剤取締法違反被告事件

主 文

被告人は無罪。

理 由

第1 公訴事実

被告人は、法定の除外事由がないのに、令和7年5月上旬頃から同月15日までの間に、日本国内の場所不詳において、フェニルメチルアミノプロパン又はその塩類若干量を自己の身体に摂取し、もって覚醒剤を使用したものである。

第2 当事者の主張

被告人に対する令和7年5月15日付け捜索差押許可状に基づき、同日、被告人の尿が差し押さえられ（いわゆる強制採尿）、その尿中から覚醒剤成分が検出されているところ、弁護人は、上記差押えに先立ち、①複数の警察官が、交番前の歩道にしゃがみ込んだ被告人の四肢を抱えて交番に連れ戻しており、当該行為は令状主義に反する重大な違法があり、②それまでも、助けを求めて自ら交番に来た被告人に対し、強制的に所持品検査や身体検査を受けさせ、帰りたい意思を明確に示したにもかかわらず交番への留置きが続くなど、必要性・相当性を欠く留置きが継続されたものであり、これら重大な違法捜査により得られた捜索差押調書、鑑定書等の各証拠（甲1ないし6。以下「本件各証拠」という。）は、証拠能力は認められず、証拠排除されるべきであり、そうすると本件公訴事実を認定しうる証拠は被告人の自白のみとなり、被告人を有罪とすることはできず、被告人は無罪であると主張する。

これに対し、検察官は、警察官が被告人を交番内に留め置いた行為及び職務質問から強制採尿に至るまでの一連の捜査は適法な捜査である上、警察官に令状主義を潜脱する意図はなかったと認められ、本件各証拠の証拠能力は否定されず、本件公訴事実は証明十分であると主張する。

第3 当裁判所の判断

1 本件の経過

a 交番に設置された防犯カメラ映像（以下「防犯カメラ映像」という。）、A 警察官及びB 警察官並びに被告人の各公判供述等の関係各証拠からすれば、強制採尿に至る経過として以下の事実を認めることができる。

- (1) 被告人は、令和7年5月15日（以下同日については記載を省略する。）午後4時52分頃、a 交番を訪れ、b 警察署地城課所属のC 警察官、A 警察官に対し、「お金貸して。」と言った。被告人は、財布をなくしたと言ったので、A 警察官が遺失物届を受理することとし、財布をなくした状況や内容について聴取したものの、明確な答えはなかった。聴取中、被告人は、交際相手の話になると、突然泣き出し、その後しばらくすると急に真顔に戻るなどしていた（なお、被告人は、急に真顔に戻ったことはないと供述するが、A 警察官がそのように供述し、防犯カメラ映像にもそのように見える被告人の様子が記録されており、同供述等から上記事実を認定した。）。

A 警察官は、その様子を見て、被告人が、DV等の被害を受けている可能性や、精神的に不安定な要因があるのではないかと考え、b 警察署に対して被告人について照会をかけたところ、DV関係で取り扱った履歴があること、薬物関係の前科があることが判明した。

A 警察官は、被告人が感情の起伏が激しく、遺失物に関する記憶が曖昧になっているなど、その様子がおかしく怪しかったので、b 警察署に対して応援を求めた。その後は、家族等に連絡を取るために住所を確認しようとしたり、どのようにして交番まで来たのかなどについての聴取を続けたりした。また、身分証や家族への連絡先が入っているかもしれないと思い、持っていたポーチを見せるよう求めたが、被告人は見せなかった。

- (2) 午後5時31分頃、b 警察署地域課所属のD 警察官、E 警察官が a 交番に到着し、午後5時41分頃、b 警察署刑事課所属のB 警察官、F 警察官、G 警察官が a 交番に

到着した。

その後は、B警察官が中心となり、被告人に対し、薬物関係の疑いがあるとして職務質問が開始され、B警察官は被告人にポーチ内の所持品検査を求めた。それに対し、被告人は、見せると言ったり、やっぱり見せないと言ったり、二転三転していたが、最終的には所持品検査に応じ、午後5時53分頃、B警察官がポーチの中を確認して所持品検査を行ったが、禁制品は発見されなかった。なお、午後5時51分頃、京都府警察本部機動捜査隊のH警察官、I警察官もa交番に到着した。

その後、B警察官は、被告人に対し、着衣の所持品検査を求めたところ、当初は、被告人は反応を示さなかったが、午後6時頃、被告人が両手を挙げて着衣の所持品検査に応じる姿勢を示したので、ポケットを確認しようとしたところ、被告人は後ろに下がり、拒否の姿勢を示した。

B警察官は、その後も着衣の所持品検査に応じるよう説得し、被告人は、見せると言ったり見せないと言ったり、二転三転した後、最終的には着衣の所持品検査に応じ、午後6時19分頃、B警察官が被告人の着衣に対する所持品検査を行ったが、禁制品は発見されなかった。

また、午後6時4分頃、被告人が交番内のベンチから立ち上がり、出入口ドアの方向へ向かい、E警察官が被告人と出入口ドアの間に立つという場面があった。

(3) その後、B警察官は、被告人に対し注射痕の確認を求めた。被告人は、先ほどと同様に、拒否したり応じるような素振りを見せたりした後、午後6時24分頃、最終的に自分で袖をめくって腕を見せ、B警察官が古い注射痕ようのものを確認した。

その後、警察官が、被告人に対し、薬物使用の有無を確認をしたところ、被告人は、「やった。」と口を動かして、薬物を使用していることを認めた（なお、被告人は、そのような言動はしていないと供述するが、A警察官とB警察官は、そろって被告人が薬物使用を認めた旨を供述している上、B警察官の供述はやや曖昧であるが、A警察官は、上記事実に引き続き「E警察官が、やったなら首を縦

に振り、やっていないなら横に振るように申し向けたところ、被告人は、首を縦に振っていた。」と供述するなど、相当に具体的な供述をしているのであり、A警察官の供述の信用性は高いといえ、同供述等から上記事実を認定した。）

その後、B警察官は、被告人に対し、尿検査を求めたところ、被告人は、最終的にこれに応じ、b警察署に行き任意採尿をすることに同意した。

G警察官、H警察官及びI警察官は、午後6時29分頃、b警察署への移動用の車を取りに行くため、a交番を出た。

- (4) その後、交番の中で車が到着するのを待っていたところ、午後6時31分頃、被告人は、突然、何も言わずに交番の出入口ドアのドアハンドルに手を掛け、扉を開けて出て行こうとしたので、E警察官及びA警察官は同ドアハンドルを押さえ、C警察官は出入口ドアのサッシ部分に手を掛けるなどした。

B警察官が被告人に「車が来るから、ここで待っておこう。」と説得したところ、被告人は外に出ようとするのをやめた。

- (5) 午後6時33分頃、a交番の駐車場に捜査用車両が到着し、被告人は、警察官らとともに、交番の外に出たが、捜査用車両には乗らず、歩道上で立ち止まった。

警察官らは、被告人に歩道から移動するように説得したが、被告人は移動しなかった。そこで、警察官らは、被告人が任意採尿に応じない可能性が高いと判断し、強制採尿手続に移行することとし、その旨、被告人に告げた。

その後、午後6時44分頃、被告人が歩道上にしゃがみ込んだ。その数秒後、警察官4名が被告人の腕や足を持って被告人を担ぎ上げ、a交番内に運び込んだ。

- (6) 被告人がa交番に運び込まれた後、B警察官は、被告人に対し、「交番から出てもいいけど、ついていくで。」と言った。

被告人は、午後8時32分頃、a交番内のベンチから立ち上がり、B警察官と共に同交番内のトイレに入った。

被告人は、午後8時35分頃、トイレから出て、そのままa交番を出た。B警察官等は、被告人に追従した。

(7) 午後8時23分頃、b警察署の司法警察員から、京都地方裁判所裁判官に対し、被告人の尿を差し押さえるべき物とする捜索差押許可状が請求され、その後、発付された。

午後9時36分頃、京都府b市内の路上において、被告人に対し、被告人の尿を差し押さえるべき物とする捜索差押許可状が執行され、被告人は、捜査用車両でc病院に連行され、同病院において、医師により被告人に対する強制採尿が実施された。

2 警察官らが被告人を交番内に留め置いた行為について

(1) 警察官らは、遺失物届のために交番を訪れた被告人に対し、薬物関係の疑いをもち、a交番内で所持品検査を含む職務質問を行なっているところ、被告人が退去の意思を示したにもかかわらず、①午後6時4分頃、E警察官が交番の出入口ドアの前に立ち塞がり、②午後6時31分頃、E警察官、A警察官、C警察官が交番の出入口ドアを手で押さえるなどし、被告人の退去を阻んでいる。この点を中心に捜査の適法性を検討する。

(2) ①午後6時4分頃、E警察官が交番の出入口ドアの前に立ち塞がった行為

この時点で、被告人には、覚醒剤取締法違反の前科があること、警察官との対応の中で泣いたり真顔になったり笑ったりするなど感情の起伏が激しかったこと、遺失物届を提出したいと言いながら遺失物に関する記憶が曖昧であることなどから、薬物使用等が疑われる状況にあった。

そして、この時点までに、被告人のポーチ内の所持品検査は行われていたものの、被告人の着衣の所持品検査は行われていないところ、もし着衣内に薬物に関する証拠品があった場合、これを投棄するなどして隠滅することは容易であるから、同所持品検査を行う必要性は高かったといえる。また、被告人は、ポーチ内の所持品検査についても、応じるか否かの態度が二転三転した末、最終的にこれに応じているのであり、着衣の所持品検査についても、説得すれば応じる可能性があったといえ、職務質問を継続する必要性も認められた。

このような中で、被告人が、座っていたベンチから立ち上がり、交番内から退去しようとして交番の出入口ドアに近づいたところ、E警察官が出入口ドアの前に立ち塞がるという行為に及んだものであり、E警察官は、一瞬、出入口ドアに手を添える行動には出ているが、それ以外には出入口ドアを押さえたり被告人の身体に接触して引き留めたりすることはしていない。また、その15分後である午後6時19分には、被告人は、任意に着衣の所持品検査に応じているのであり、退去の明確な意思を示し続けたともいえない。

そうすると、上記の職務質問を行う必要性等に鑑みれば、E警察官の行動は、職務質問を継続するために必要最小限度のものであったと認められ、相当性も認められる。

したがって、E警察官が交番の出入口ドアの前に立ち塞がった行為は、適法なものであったと認められる。

なお、検察官は、被告人の警察官に対する言動などからすれば、被告人は薬物を使用し、その影響下にあることが推認される状態であった上、交番周辺の事情としては、交番の出入口ドアから5メートルほどの地点に、車通りの激しい道路があり、その手前の歩道上にも歩行者や自転車が頻繁に通行しており、同ドアを出てすぐ右側には川沿いの砂利道もあり、相応の通行量があったと認められるのであり、このような被告人の状態、交番周辺の状況からすれば、被告人を交番の外に出した場合、被告人が職務質問から逃れようと、突発的な行動に出て、被告人自身が車両と衝突したり、他の歩行者や自転車を巻き込む事故が発生したりする危険性が相応に高まっていたのであり、このような危険性を防止する必要性及び緊急性もあったと認められるなどと主張する。

しかし、被告人の警察官に対する言動からは、被告人が感情の起伏が激しく、説明内容が合理的でないなど、薬物使用が疑われる状況にあったとはいえるが、それ以上に、被告人が薬物使用による妄想幻覚に支配されていたり、支離滅裂な言動が見られたりするといったものではなかった上、警察官との対応の中で、被

告人が急に暴れたり、走り出したりするなどの突発的な行動に出ることもなかったものである。また、防犯カメラ映像を見ると、交番の前の車道については交通量が頻繁なものであるといえるが、その手前の歩道についても交通量が頻繁と評価できるかは疑問である。また、交番の出入口から歩道や車道に至るまでの間にも数メートルの距離があり、交番の出入口のすぐそばに交通量が頻繁な道路があるわけでもない。そうすると、被告人が交番内から退去したとしても、交通事故等が発生する危険性が高かったとはいえず、これを防止するとの理由で警察官の行動が正当化されるとはいいい難い。

- (3) ②午後6時31分頃、E警察官、A警察官、C警察官が交番の出入口ドアを手で押さえるなどした行為

この時点で、前記(2)記載の事情に加え、被告人が覚醒剤使用の事実を認め、任意同行に応じたという事情も認められ、捜査用車両が到着するのを待つ必要性があった。また、別の警察官が捜査用車両を取りに行っている状況であったから、被告人がそのまま交番から退去した場合、捜査用車両との交通事故も懸念される状況にあった。これらのことからすれば、被告人を交番内に留まらせる必要性は高かったといえる。

一方で、警察官らの行動は、被告人に直接有形力を行使するものではないが、出入口ドアを複数の警察官が手で押さえるというものであり、被告人が交番内から退去することをおよそ不可能にする強度なものである。

しかしながら、被告人が退去しようとした約2分後に捜査用車両が到着し、警察官らに促されて被告人が交番の外に出ているのであり、警察官らは、捜査用車両が間もなく到着することを認識した上で、被告人を短時間、交番内に留め置く意図であったと認められ、その後に長時間にわたって留め置こうとする意図までは認められず、実際に、被告人を交番内に留め置いた時間も約2分間ほどと短時間にとどまっている。

そうすると、被告人を交番内に留め置く必要性の高さや、留置きが短時間にと

どまる見込みであり、現にそのようになったことなどからすれば、複数の警察官が出入口ドアを押さえるという強度な方法が取られたことを考慮しても、相当性に欠けるものではなく、これらの行為は適法なものであったと認められる。

- (4) 以上に加え、交番内での留置きの時間は、長く見積もっても、b警察署刑事課所属のB警察官がa交番に到着し職務質問を開始した午後5時41分頃から、被告人が同交番を退去した午後6時33分までの約52分間であり、長時間とはいえないことなども考慮すれば、交番内での留置きについては適法なものであったと認められる。

3 歩道上で被告人を担ぎ上げ、交番内に運び込んだ行為について

被告人は、午後6時33分頃、警察官に促されて交番の外に出たが、捜査用車両に乗り込むことなく、歩道上で動かなくなり、その後、警察官から移動するように説得されるなどしていたが、交番に戻ることも捜査用車両に乗ることもせず、午後6時44分頃、被告人がしゃがみ込んだため、その数秒後、警察官4名が、被告人の手足を持って被告人を担ぎ上げ、被告人を交番内に運び込む行為に及んだことが認められる（以下当該行為を「本件行為」という。）。

検察官は、被告人が歩道上で動かなくなり、しゃがみ込んだことにより、歩行者等の交通の妨げとなっており、交通の妨げを解消し、かつ、被告人を一時的に安全な場所に移動させるためには、本件行為に及ぶ必要性、緊急性があり、また手段も必要最小限のものであり相当性も認められ、適法であると主張する。

しかし、この間、被告人と警察官らがいた歩道上を、数人の歩行者と数台の自転車が通行しているが、いずれも、被告人と警察官らを避けながらも歩道上を通行できているか、多少車道に入って通行していたとしても危険などが生じている様子はないのであり、現に交通の妨げが生じていたといえるかは疑問であり、少なくとも、被告人が歩道上にいることで交通が明らかに滞留したり、被告人を避けるために歩行者や自転車が危険な行為を余儀なくされたりしているような状況は認められない。確かに、歩道上の大部分を被告人と警察官らが占拠していたの

であり、歩行者や自転車が通行しにくくなっていたことは明らかであるが、その程度の事情を解消するために、本件行為が正当化されるとは考え難い。

また、交通の妨げを解消するというのであれば、被告人を歩道上から移動させれば良いのであり（交番と歩道の間には数メートルに及ぶスロープがあり、ここに被告人がいれば、歩行者や自転車の通行を全く邪魔しない。）、交番内まで移動させる必要はない。

そうすると、被告人を交番内に移動させる、緊急性・必要性は認め難い。

また、警察官らは、ある程度の時間、歩道上に立ち止まった被告人に対し、移動するように説得を続けていたと認められるものの、被告人がしゃがみ込んでから数秒後に本件行為に及んでいるのであり、更なる説得を続けたり、手を添えて移動を促したりするなど、他のより穏当な手段を尽くしたとはいえない。

また、被告人は、捜査用車両に乗ることも交番に戻ることも拒絶していたにもかかわらず、警察官4名に担ぎ上げられ運ばれたことにより、全くの抵抗ができず、交番内に戻る事となったのであり、本件行為は、被告人の意思を完全に無視し制圧するものであって、その態様は極めて強度で手荒なものである。さらに、交番前の車道は交通量が頻繁であり、現に数台の車両が信号待ちで停止していたのであるから、そのような衆人から見られうる状況で、担ぎ上げられ運ばれるというのは、被告人に羞恥心と屈辱感を与える行為でもある。

以上からすれば、本件行為は相当性にも欠けるものであり、およそ正当化される余地がなく違法である。

4 違法性の程度について

本件行為は、被告人の身体的自由を直接的に制限するものであり、極めて強度で手荒な態様であり、このような有形力の行使が許容されるのは、危険な事態を回避するために緊急性・必要性が明白な場合などを除けば、逮捕状等の令状によらなければならないものであり、本件行為の違法性の程度は重大である。

なお、本件行為の後、B警察官は、被告人に対し、「交番から出てもいいけど、

ついていくで。」と言い、実際にも、被告人は、a 交番から退去している。しかし、そもそも、被告人に対しては、搜索差押許可状が執行されるまでの間は任意での捜査がなされていたのであり、交番から自由に出られることは当然のことである。重大な違法行為の後に、被告人が当然持ちうる権利を告げたとしても、違法性が払拭されるものではない。被告人が交番内から出たことも当然の権利を行使したまでであり、同様である。

また、検察官は、警察官らは、当初は被告人に対して任意に所持品検査や身体検査に応じるよう説得し、被告人が応じたことでこれらの任意捜査を行い、被告人が応じていない段階で無理にこれらの捜査を行おうとせず、任意同行及び任意採尿についても被告人が歩道上で立ち止まり、捜査用車両に乗り込もうとしなかったことから、速やかに令状請求の手續に移行し、発付された搜索差押許可状に基づいて強制採尿手続を実施しているのであり、このような本件における警察官らの一連の捜査経過からすれば、そもそも警察官らに令状主義を潜脱する意図は全く認められないと主張する。検察官の主張するとおり、警察官らが、令状主義を潜脱する意図で本件行為に及んだものとは認められないが、前記の本件行為の違法の程度の重大性からすれば、警察官らに積極的に令状主義を潜脱する意図がなかったとしても、本件行為のような重大な違法行為が令状なく行われるということは令状主義の精神を没却することにつながりかねない上、このような違法行為が再び行われることは強く抑止する必要がある。

そうすると、その他の検察官の主張を踏まえても、本件各証拠のうち強制採尿によって得られた甲1ないし4について、これらを証拠として許容することは、将来における違法捜査の抑止の見地から相当ではないといわざるを得ない。

よって、上記証拠については証拠能力を欠くこととなるから、証拠排除することとする。

5 結論

よって、本件公訴事実については、被告人の自白があるのみで、これを補強す

る証拠はないこととなるから、犯罪の証明がないとして刑事訴訟法336条により
無罪の言渡しをする。

(求刑 懲役2年)

令和8年3月12日

京都地方裁判所第1刑事部

裁判官 棚 村 治 邦